

資料編

資料

第1節 現状の整理

1 国・東京都の動向から見る現状

(1) 国の動向

今後の課題（再犯防止推進計画等検討会）	
1	個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識をかん養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること。
2	支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること。
3	支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること。
4	地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること。

基本的な方向性（再犯防止推進計画等検討会）	
1	犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重しそれぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2	就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
3	国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすること。

基本理念（再犯防止推進法第3条）	
1	犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

第1節 現状の整理

3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4	犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

基本方針（第一次・第二次計画）

1	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3	再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取する等して見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5	国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	特性に応じた指導及び支援等（再犯防止推進法（以下この表内において「法」といいます。）第11条）
2	就労の支援（法第12条）
3	非行少年等に対する支援（法第13条）
4	就業の機会の確保等（法第14条）
5	住居の確保等（法第15条）
6	更生保護施設に対する援助（法第16条）
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（法第17条）
8	関係機関における体制の整備等（法第18条）
9	再犯防止関係施設の整備（法第19条）
10	情報の共有、検証、調査研究の推進等（法第20条）
11	社会内における適切な指導及び支援（法第21条）
12	国民の理解の増進及び表彰（法第22条）
13	民間の団体等に対する援助（法第23条）
14	地方公共団体の施策（法第24条）

（2）東京都の動向

基本的考え方	
再犯防止推進法の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。	

基本方針（重点課題）	
1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

計画期間	
平成31・令和元(2019)年度から令和5(2023)年度末までの5年間	

具体的な取組ごとの現状
1. 就労・住居の確保等のための取組
(1) 就労の確保等
ア 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策
①矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」
②保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」
イ 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお21.3%（令和4（2022）年、法務省提供資料より）に及ぶ。
ウ 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）
①令和3（2021）年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料より）が登録されている。
②同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は189社（東京保護観察所資料より）にとどまる。
(2) 住居の確保等
ア 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で3,381人（平成31・令和元（2019）年、法務省「矯正統計年報」より））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。
イ 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設（令和3（2021）年、東京保護観察所調べより）があり、出所者等を新たに受入れている。
ウ 保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。
エ 身元保証人がいない等の事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
ア 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっている。（法務省「令和4（2022）年版犯罪白書」213頁）
イ 刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間で再入所も多くなっている。（法務省「令和4（2022）年版犯罪白書」252頁）
ウ 高齢者の刑法犯検挙人員の7割は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に女性高齢者については、7割以上が万引きにより検挙されている。（法務省「令和4（2022）年版犯罪白書」214頁）

<p>エ 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施している。</p>
<p>(2) 薬物依存を有する者への支援等</p>
<p>ア 全国での覚醒剤取締法違反による検挙人員は年間 7,970 人（令和 3（2021）年）。また、近年、同一罪名再犯者率は令和 3（2021）年を除き上昇傾向にあり、令和 3（2021）年は 68.1% となっている。（法務省「令和 4（2022）年版犯罪白書」170、242 頁）</p>
<p>イ 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もある。</p>
<p>ウ 刑の一部執行猶予制度の導入（平成 28（2016）年 6 月施行）により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれている。</p>
<p>エ 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約 7 割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという。（平成 28（2016）年度法務省調べより）</p>
<p>オ 薬物依存からの回復には長い期間を要する。</p>
<p>3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</p>
<p>(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等</p>
<p>ア 全国の高等学校進学率は 98.8% だが、少年院入院者の 25.3% が中学校卒業後、高等学校に進学していない。（令和 2（2020）年文科省資料より）</p>
<p>イ 非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 40.9% が高等学校を中退している状況にある。（令和 2（2020）年文科省資料より）</p>
<p>ウ 高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS 会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。</p>
<p>4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</p>
<p>(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等</p>
<p>ア 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害い等の問題を抱える女性等、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っている。</p>
<p>イ 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護人が社会福祉士等の協力を得て作成する更生支援計画等の情報の適切な活用等、適切なアセスメントを実施していくこととしている。</p>
<p>5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</p>
<p>(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</p>
<p>ア 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS 会</p>

第1節 現状の整理

等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動している。

イ 都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もある。

6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

(1) 再犯防止のための連携体制の整備等

ア 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいる。

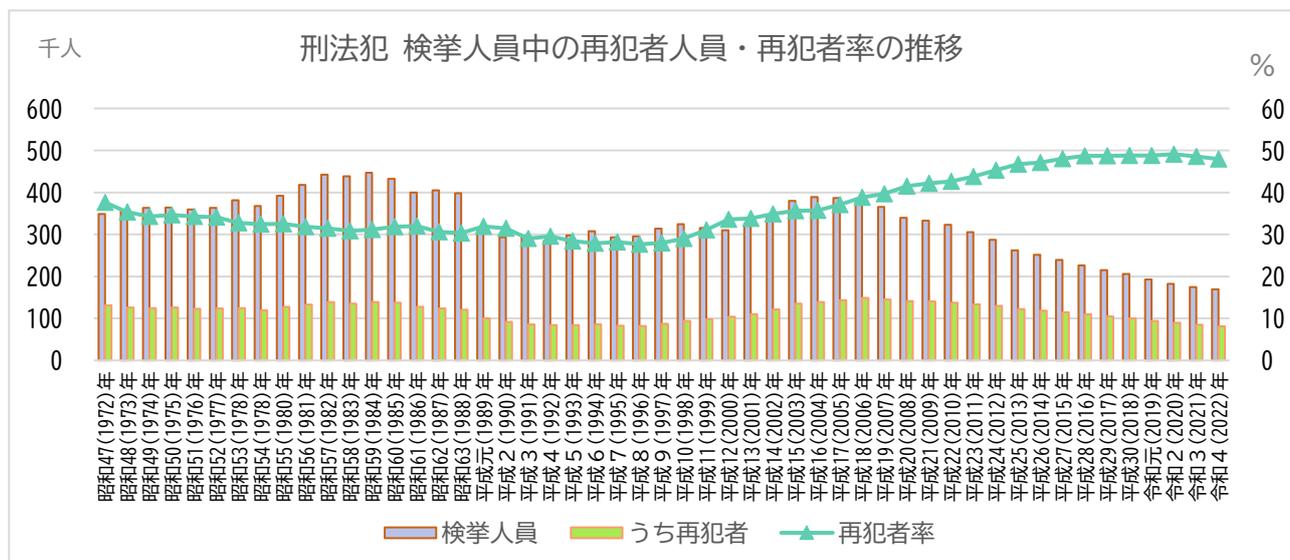
2 統計から見る現状

(1) 再犯者数・率等

ア 国の動向

(ア) 再犯者数・率

再犯者の人員は、平成8(1996)年(8万1,776人)を境に増加し続けていましたが、平成18(2006)年(14万9,164人)をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和4(2022)年は平成18(2006)年と比べて45.6%減でした。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は平成9(1997)年以降上昇傾向にありましたが、令和4(2022)年は47.9%(前年比0.7ポイント低下)となりました。



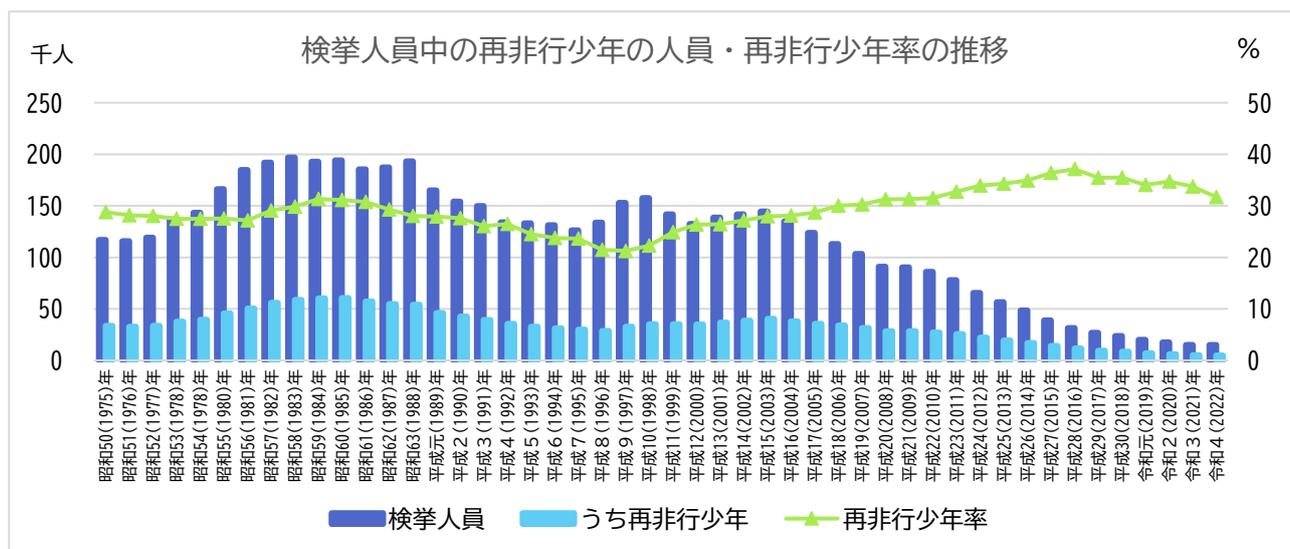
【出典】令和5(2023)年版犯罪白書より

※警察庁の統計によります。

(イ) 再非行少年者数・率

刑法犯により検挙された少年のうち、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年(以下「再非行少年」といいます。)の人員及び少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率(以下「再非行少年率」といいます。)の推移(最近20年間)は、図のとおりです。再非行少年の人員は、平成9(1997)年から増加傾向にありましたが、平成16年(2004)以降は毎年減少しています。再非行少年率は、平成10(1998)年から平成28(2016)年まで上昇し続けた後、平成29(2017)年以降は低下傾向にあり、令和4(2022)年は31.7%(前年比2.0ポイント低下)となっています。

第1節 現状の整理



【出典】令和5（2023）年版犯罪白書より

※警察庁の統計によります。

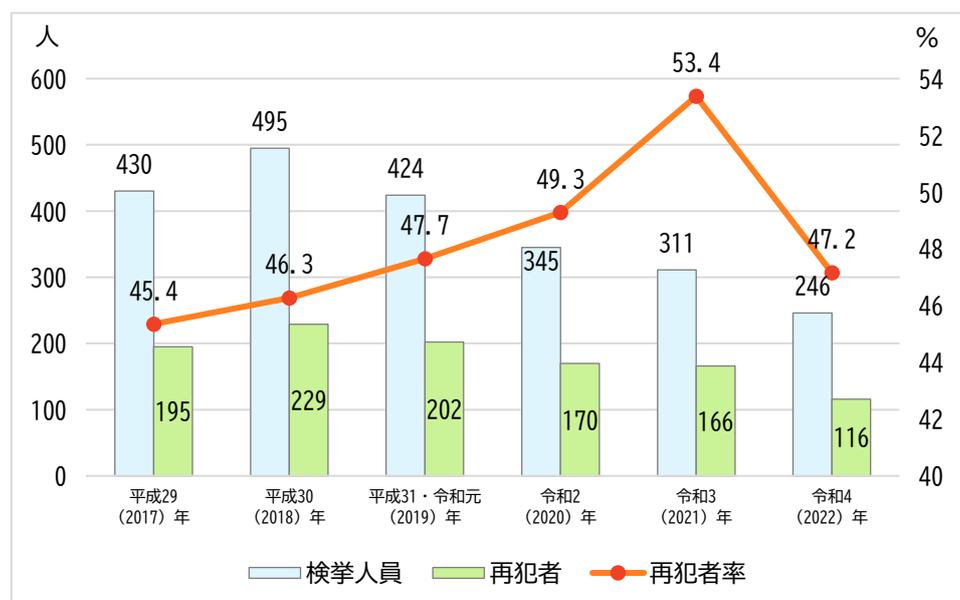
※犯行時の年齢によります。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除きます。

※触法少年の補導人員を含みません。

イ 調布警察署（調布市及び狛江市）

（ア）再犯者数・率

調布警察署管内の再犯者数は、平成30（2018）年の229人をピークに減少しており、令和4（2022）年は116人となっています。再犯者率は、平成29（2017）年から令和3（2021）年にかけて増加したものの、令和4（2022）年は減少に転じ47.2%となっています。

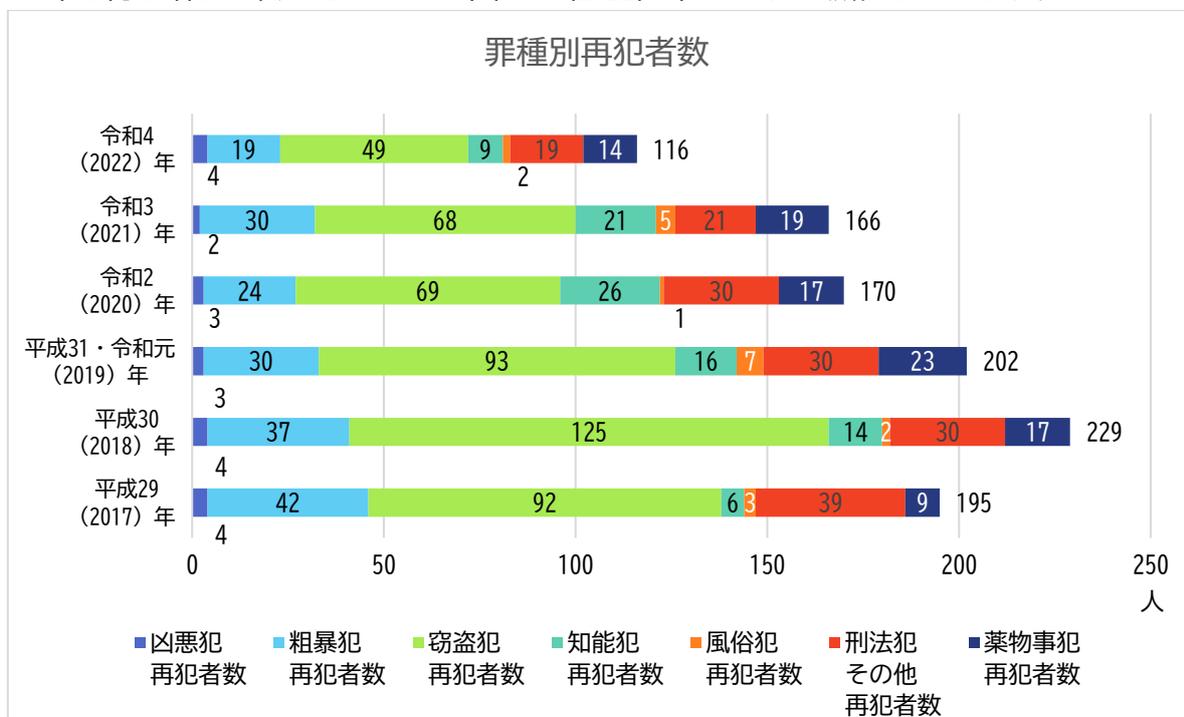


【出典】警察署別 犯罪統計データより

※検挙人員は、少年を除きます（以下同じです。）

(イ) 罪種別再犯者数

再犯者数が最も多い罪種は各年とも窃盗犯となっています。知能犯は令和2（2020）年まで毎年増加していましたが、令和3（2021）年は減少し、21人となっています。薬物事犯は平成31・令和元（2019）年まで増加していましたが、令和2（2020）年は減少し、令和3（2021）年は再び増加に転じたものの、令和4（2022）年は14人と減少しています。



	凶悪犯 再犯者数	粗暴犯 再犯者数	窃盗犯 再犯者数	知能犯 再犯者数	風俗犯 再犯者数	刑法犯 その他 再犯者数	薬物事犯 再犯者数	総数
平成 29 (2017) 年	4	42	92	6	3	39	9	195
平成 30 (2018) 年	4	37	125	14	2	30	17	229
平成 31・ 令和元 (2019) 年	3	30	93	16	7	30	23	202
令和 2 (2020) 年	3	24	69	26	1	30	17	170
令和 3 (2021) 年	2	30	68	21	5	21	19	166
令和 4 (2022) 年	4	19	49	9	2	19	14	116

【出典】警察署別 犯罪統計データより

※凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦（以下同じです。）

※粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合（以下同じです。）

※知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任（以下同じです。）

※風俗犯…賭博、わいせつ（以下同じです。）

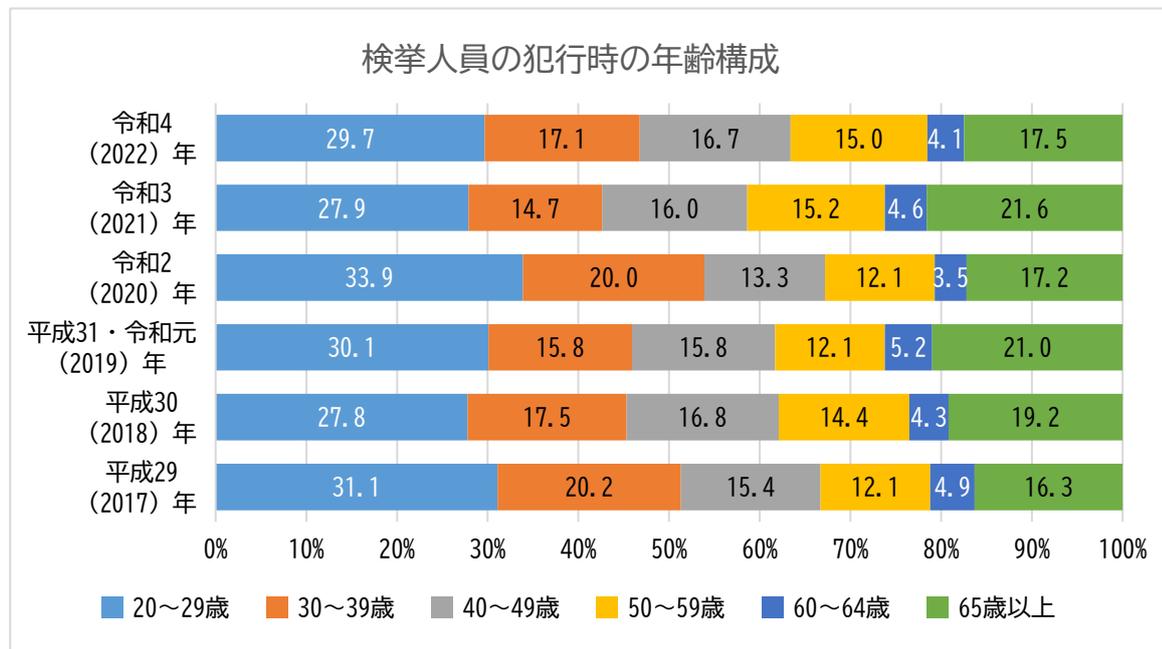
※薬物事犯…麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反、大麻取締法違反、覚醒剤取締法違反、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反（以下同じです。）

第1節 現状の整理

(ウ) 検挙人員の犯行時の年齢構成（調布警察署）

①全罪種

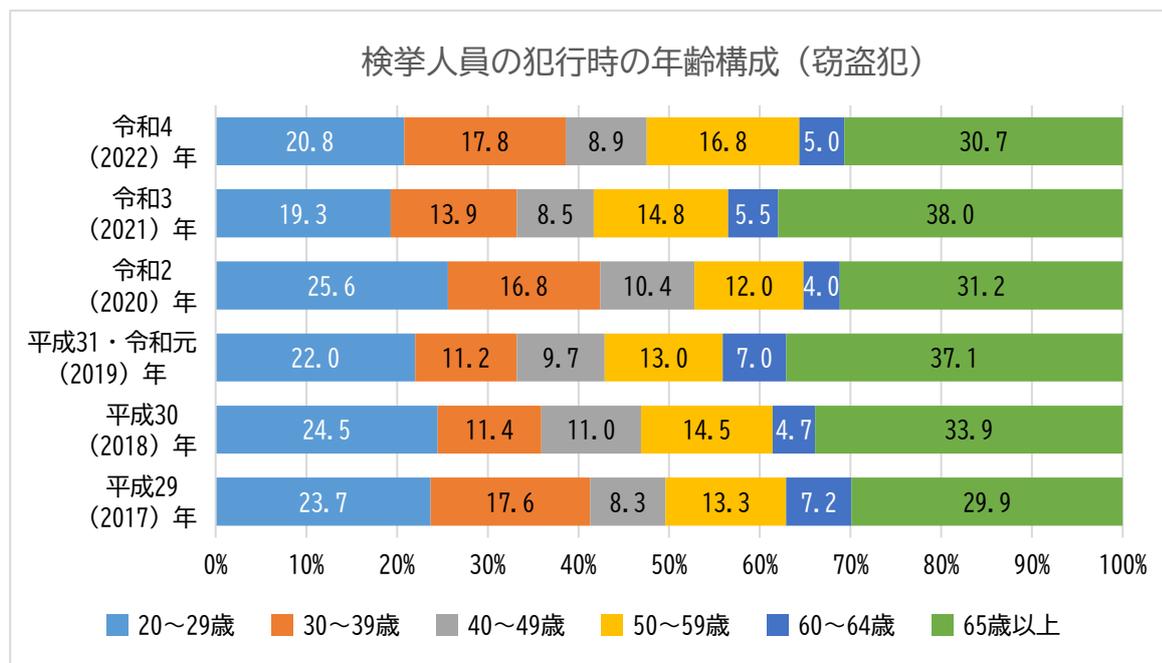
検挙人員の犯行時の年齢構成は、各年とも20歳代の割合が最も多く、令和4（2022）年では29.7%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

②窃盗犯

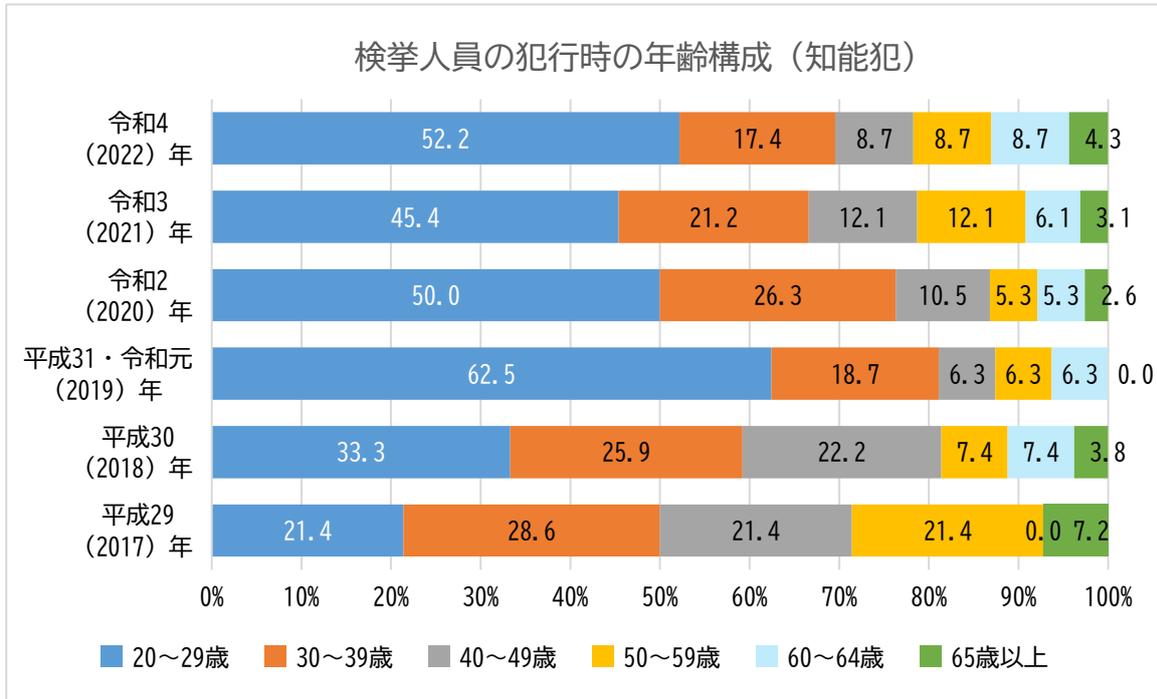
検挙人員の犯行時の年齢構成は、各年とも65歳以上の割合が最も多く、令和4（2022）年では30.7%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

③知能犯

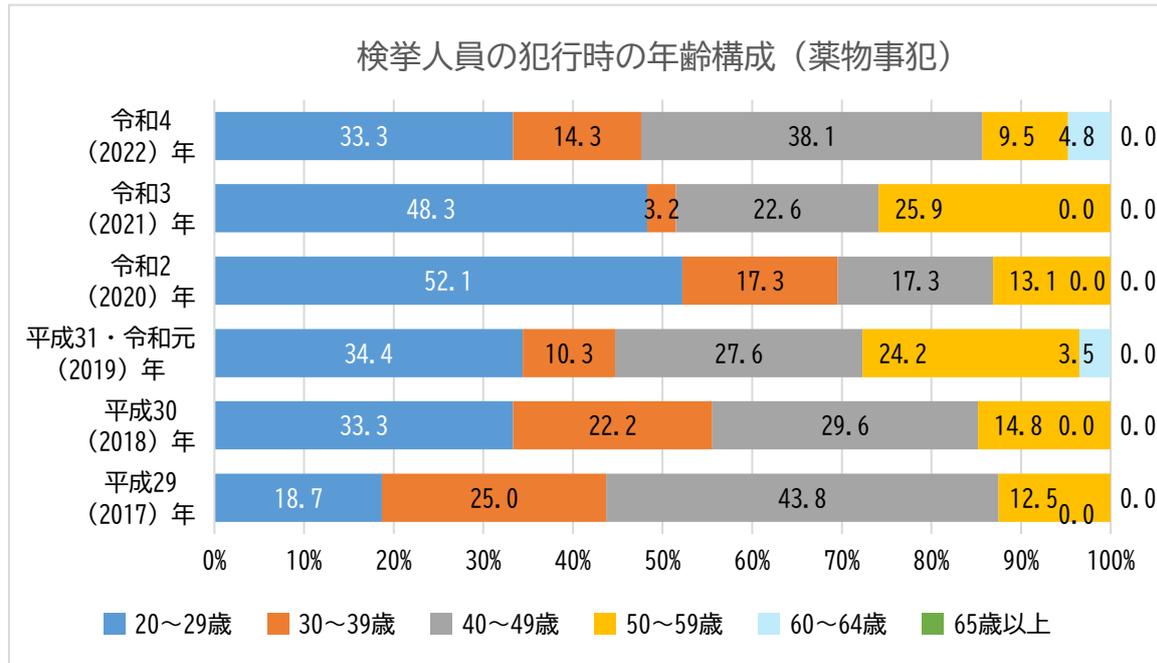
検挙人員の犯行時の年齢構成は、平成30（2018）年以降20歳代の割合が最も多く、令和4（2022）年では52.2%となっており、30歳代を加えた若者（20～39歳）の割合が69.6%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

④薬物事犯

検挙人員の犯行時の年齢構成は、平成30（2018）年から令和3（2021）年まで20歳代の割合が最も多かったものの、令和4（2021）年では40歳代が最も多く38.1%となっています。



【出典】警察署別 犯罪統計データより

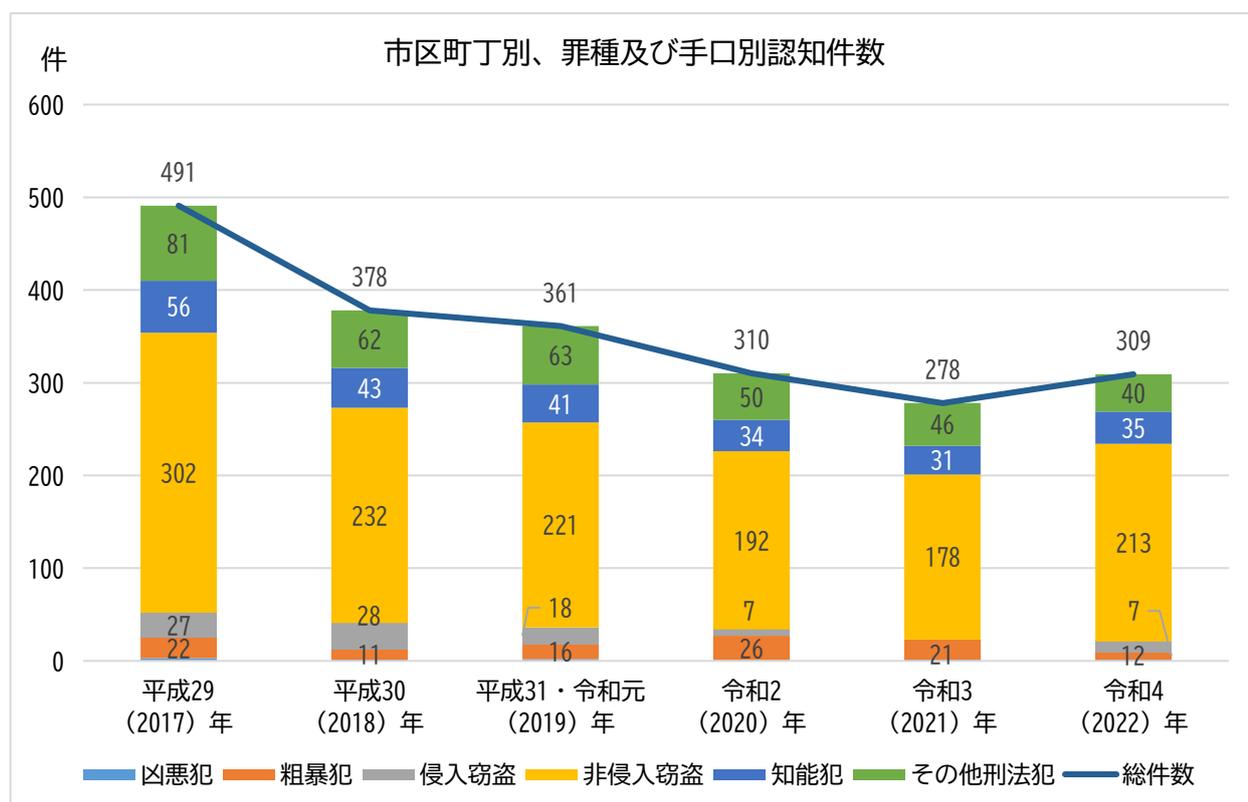
第1節 現状の整理

ウ 狛江市

(ア) 認知件数の推移

認知件数（警察において発生を認知した事件の数）は減少傾向にあり、令和4（2022）年は309件、平成29（2017）年比で37.1%減少しています。もっとも、令和4（2022）年は令和3（2021）年より件数が増加しており、罪種別では非侵入窃盗、侵入窃盗、知能犯が増加しています。

令和4（2022）年の罪種別の認知件数は、非侵入窃盗、詐欺の順に、非侵入窃盗の手口別では自転車盗、万引きの順に多くなっています。



令和4（2022）年罪種別認知件数の詳細

凶悪犯			粗暴犯							侵入窃盗									
凶悪犯計	強盗	その他	粗暴犯計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入窃盗計	金庫破り	学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空き巣	忍込み	居空き	その他		
	2	1			1	7	0	4		2	1	0	12	0	0	0	2	4	0
非侵入窃盗											その他								
非侵入窃盗計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置引き	万引き	その他	その他計	詐欺	占有離脱物横領	その他知能犯	賭博	その他刑法犯		
	213	0	7	105	6	1	2	2	1	2	22		65	75	35	5	0	0	35

資料：警視庁「区市町村の町丁別罪種別及び手口別認知件数」

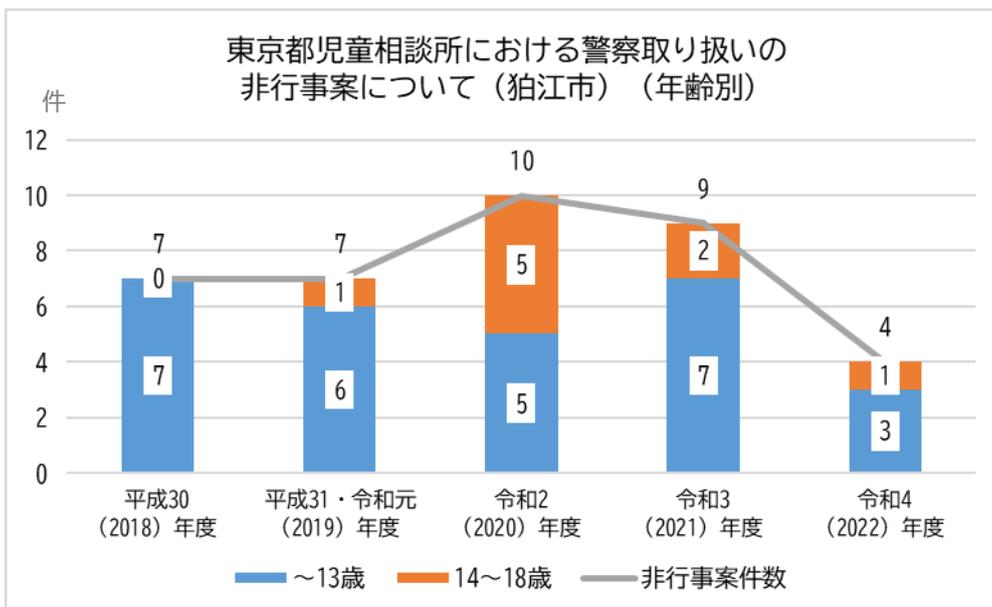
(2) 東京都児童相談所における警察取り扱いの非行事案について

非行事案の件数としては、年間4件から10件までの件数で推移しています。

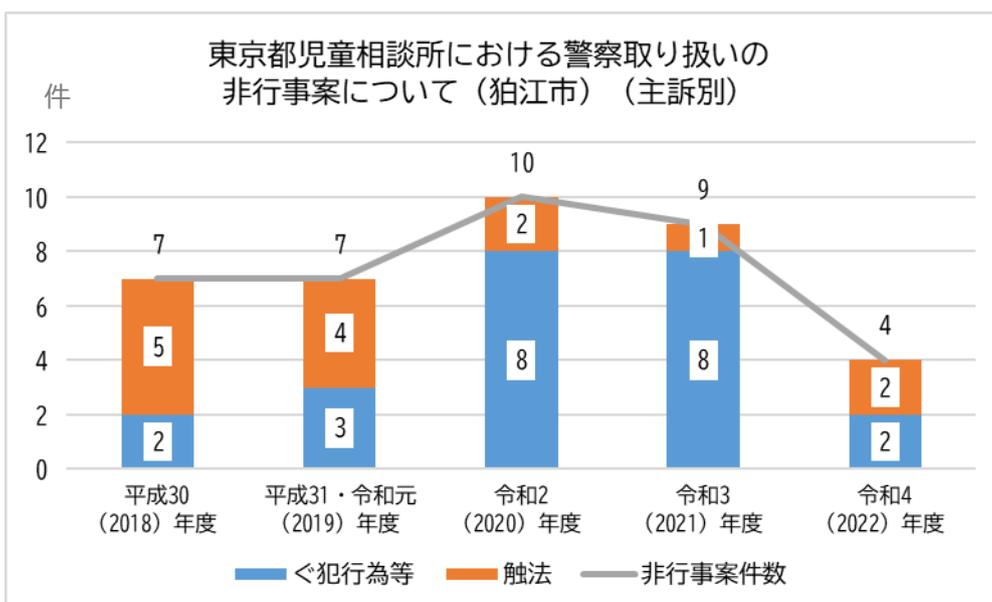
年齢別では、刑事责任年齢（満14歳）未満の非行事案が多くなっています。

通告では書類通告の件数が多くなっています。

通告理由としては、粗暴・盗みは常に非行事案としてあり、多摩児童相談所に移管後は、その他の事案が増加しています。その他としては、深夜徘徊、無免許運転、喫煙、不法侵入のほか、複数の非行内容が重複した案件もあります。

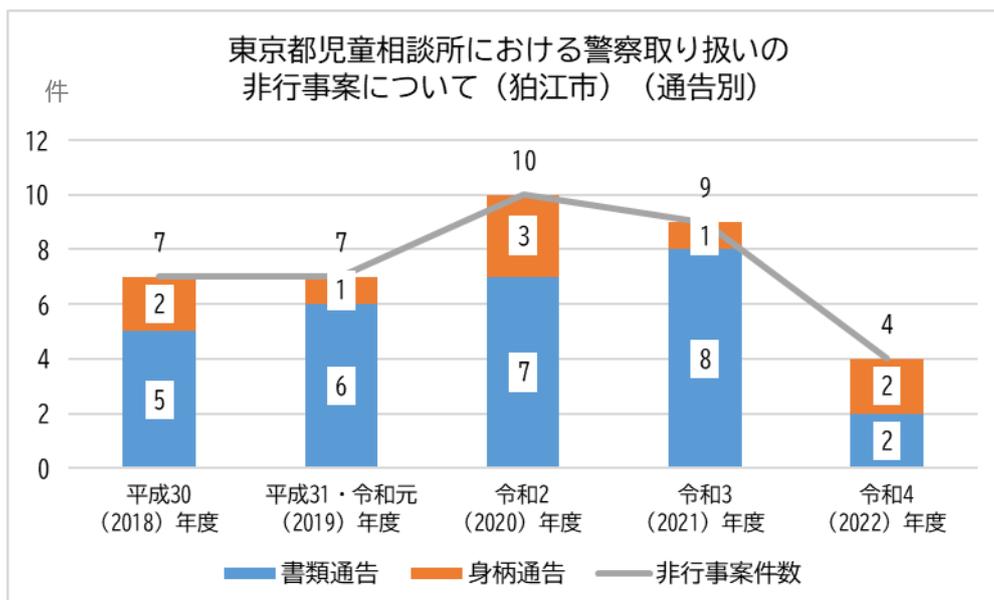


※平成 31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



※平成 31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

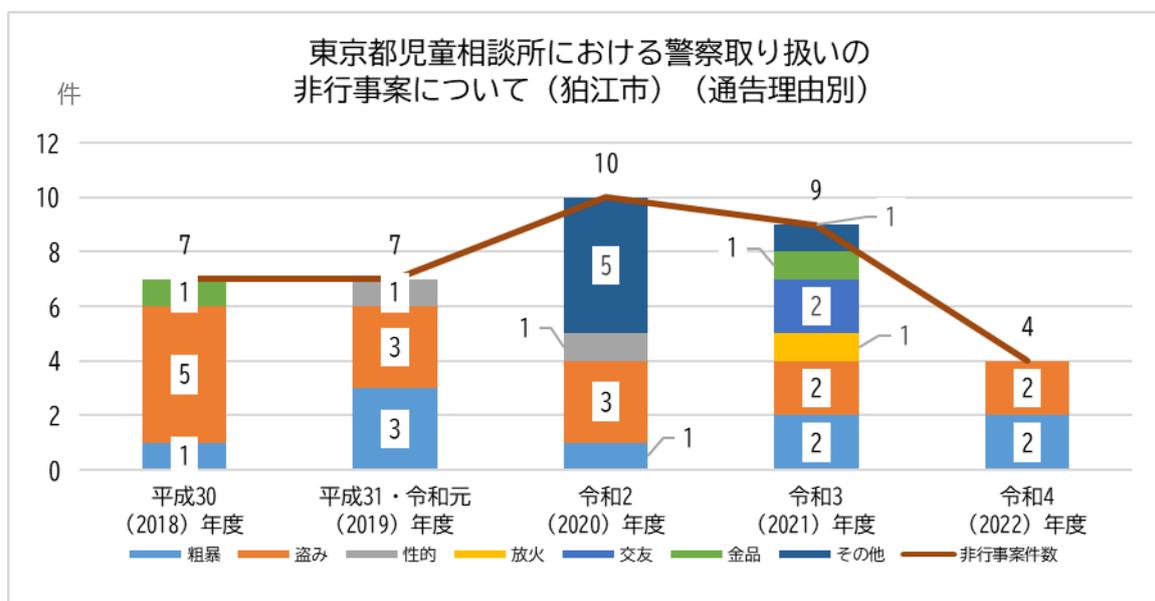
第1節 現状の整理



※平成 31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

※書類通告：警察は、要保護児童を発見した場合、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定に基づき、児童相談所長宛て「児童通告書」により児童相談所にする通告をいう。

※身柄通告：書類通告のうち、児童の身柄を伴って行われる児童通告をいう。



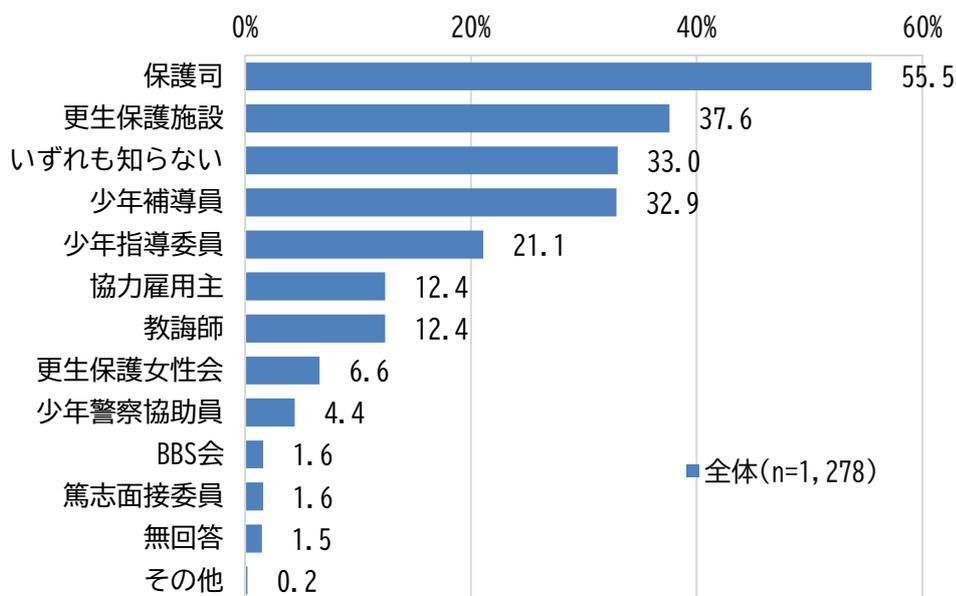
※平成 31・令和元（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

3 市民意識調査結果から見る現状

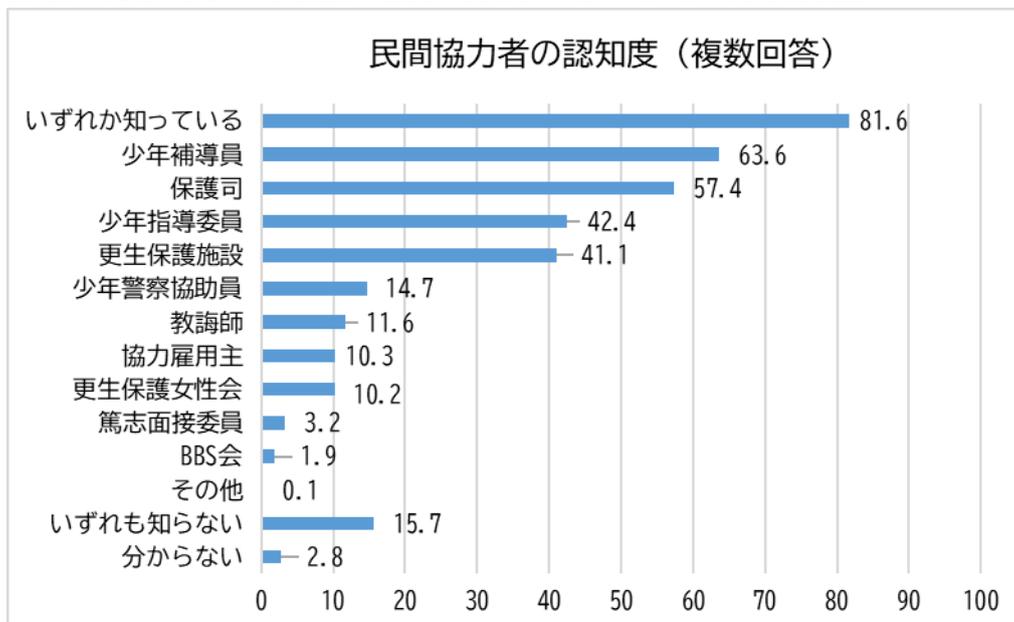
(1) 再犯防止に協力する民間協力者の周知度

保護司を「知っている」と回答された方は、半数を超えています。協力雇用主を「知っている」と回答された方は、12.4%にとどまっています。また、いずれも知らないと回答された方も30%を超えています。

■再犯防止に協力する民間協力者の認知度（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）



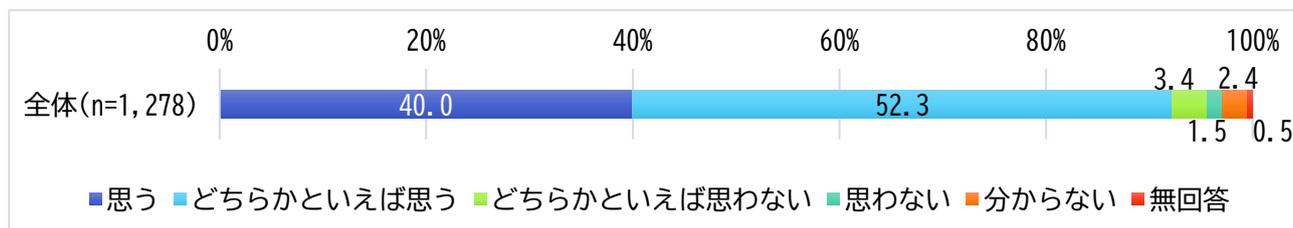
※全体 (n=1,666)

第1節 現状の整理

(2) 地域の安心安全度

お住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域であると思うと回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方を合わせると、90%を超えています。

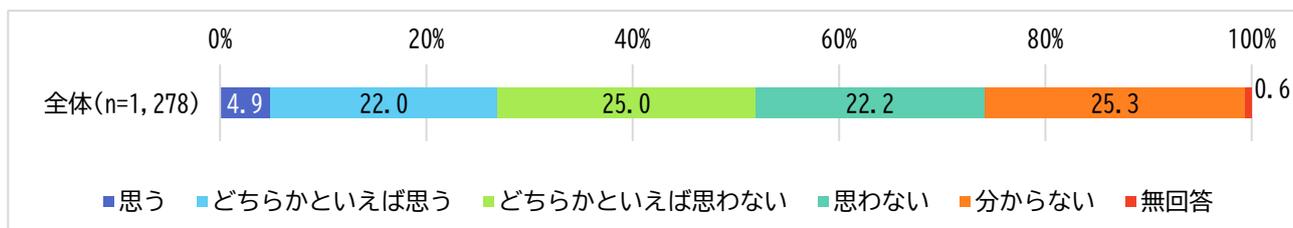
■地域の安心安全度（単一回答）



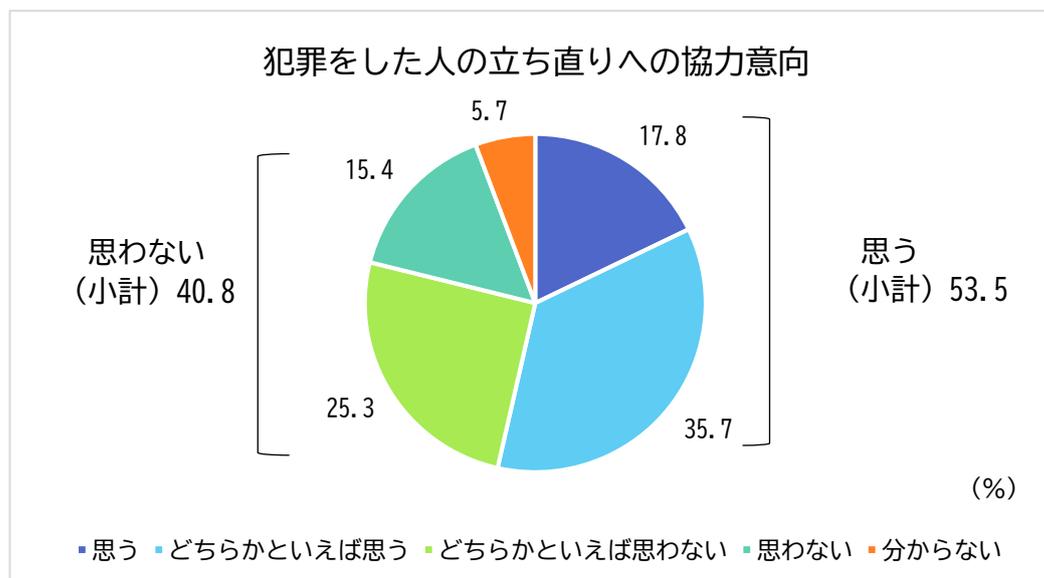
(3) 出所者等の立ち直りへの協力

ア 出所者等の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。特に30歳代では60%近くの方が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答しています。

■出所者等の立ち直りへの協力意向（単一回答）

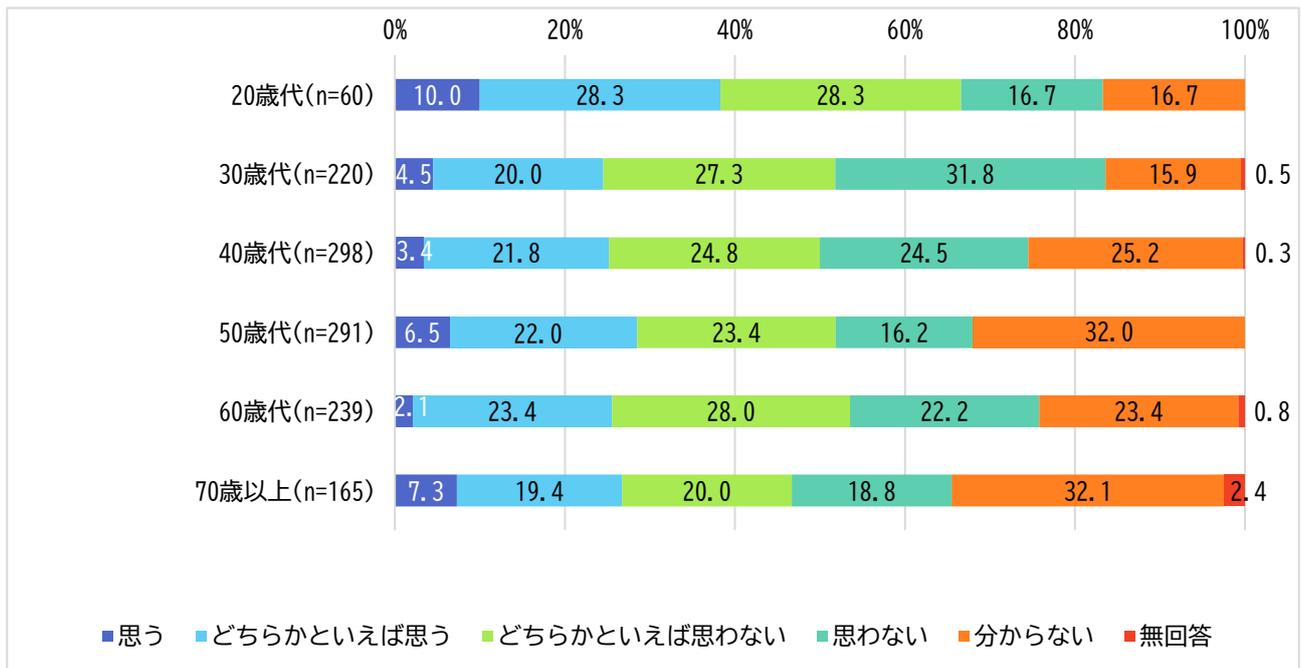


【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）

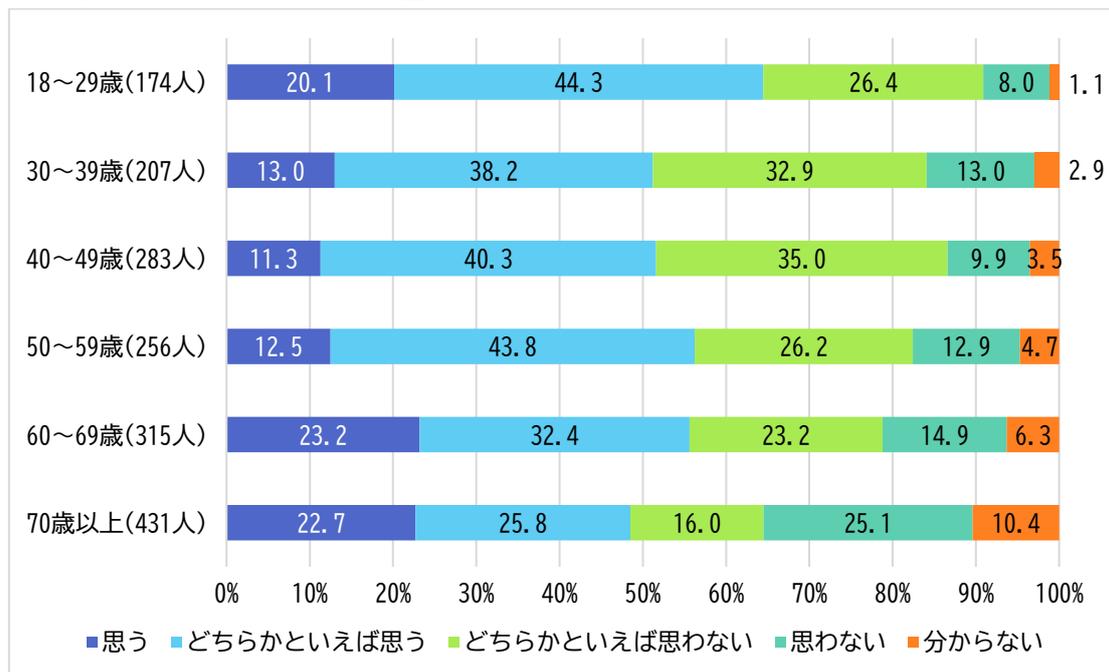


※全体 (n=1,666)

■出所者等の立ち直りへの協力意向（年齢階層別）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）

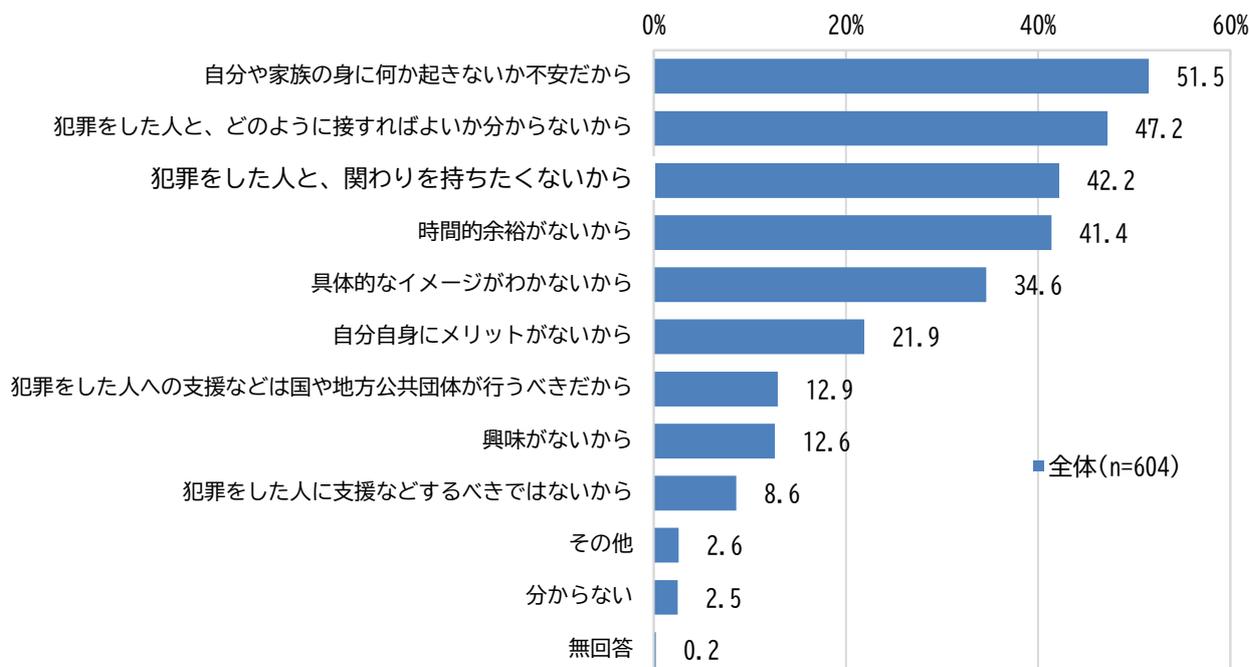


※全体（n=1,666）

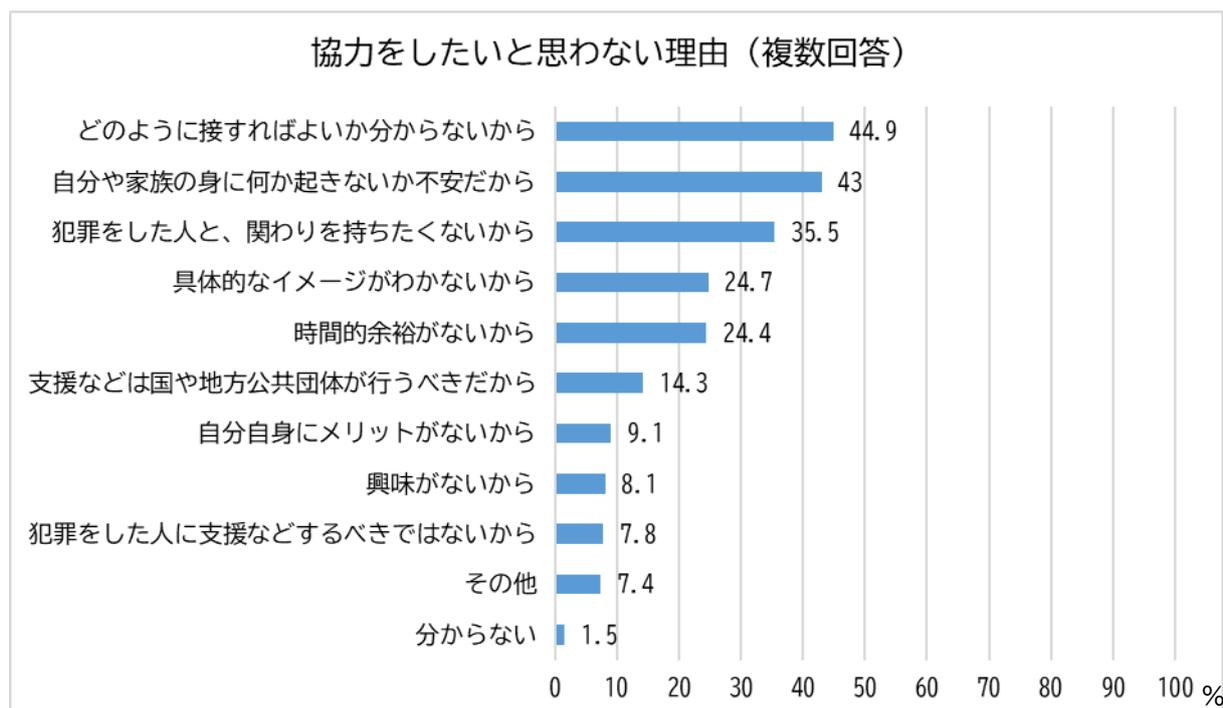
第1節 現状の整理

イ 「思わない」理由

「どちらかといえば思わない」、「思わない」理由を伺ったところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答された方が 51.5%、「犯罪をした人と、どのように接すればよいか分からないから」と回答された方が 47.2%、「犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから」と回答された方が 42.2%となっています。特に 30 歳代、40 歳代の方の 60%を超える方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答しています。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）



※全体（n=679）

出所者等の立ち直りへの協力意向（年齢階層別）

区分	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから	犯罪をした人と、どのようによいから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援等は国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援等するべきではないから	分からない	その他	無回答
全体	604	51.5	42.2	47.2	21.9	34.6	41.4	12.6	12.9	8.6	2.5	2.6	0.2
20歳代	27	55.6	44.4	37.0	63.0	44.4	44.4	14.8	29.6	14.8	0.0	0.0	0.0
30歳代	130	63.8	50.8	50.8	36.2	35.4	55.4	16.9	11.5	13.1	1.5	1.5	0.0
40歳代	147	60.5	43.5	44.2	27.2	36.7	52.4	15.0	8.2	11.6	2.0	1.4	0.0
50歳代	115	45.2	45.2	41.7	11.3	33.0	38.3	11.3	12.2	4.3	4.3	3.5	0.0
60歳代	120	41.7	39.2	49.2	10.0	26.7	30.8	6.7	16.7	5.0	0.8	3.3	0.8
70歳以上	64	32.8	20.3	56.3	4.7	42.2	10.9	10.9	14.1	4.7	6.3	6.3	0.0

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）

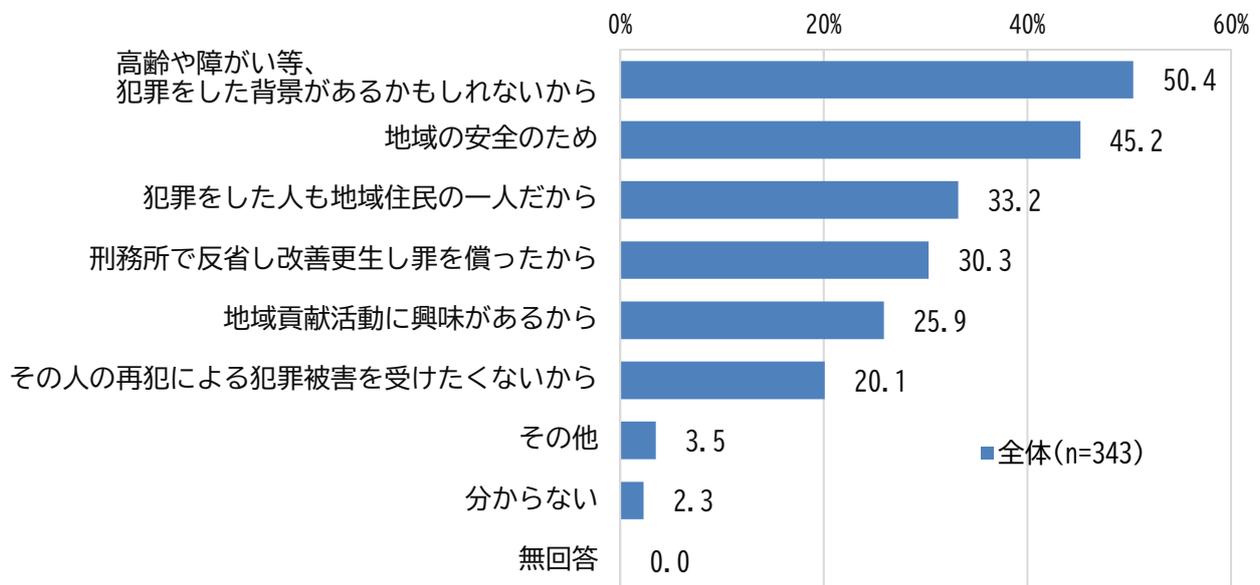
区分	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから	犯罪をした人と、どのようによいから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援等は国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援等するべきではないから	分からない	その他	無回答
総数	679	43.0	35.5	44.9	9.1	24.7	24.4	8.1	14.3	7.8	1.5	7.4	—
18～29歳	60	33.3	35.0	45.0	20.0	36.7	20.0	20.0	13.3	6.7	1.7	1.7	—
30～39歳	95	57.9	42.1	35.8	16.8	30.5	30.5	4.2	8.4	11.6	2.1	2.1	—
40～49歳	127	51.2	27.6	46.5	9.4	25.2	37.0	6.3	12.6	7.9	0.0	0.8	—
50～59歳	100	51.0	43.0	57.0	8.0	29.0	39.0	8.0	18.0	13.0	1.0	2.0	—
60～69歳	120	40.8	37.5	49.2	5.0	27.5	18.3	8.3	15.8	4.2	1.7	4.2	—
70歳以上	177	29.4	32.2	39.0	4.5	13.0	9.6	7.3	15.8	5.6	2.3	22.0	—

第1節 現状の整理

ウ 「思う」理由

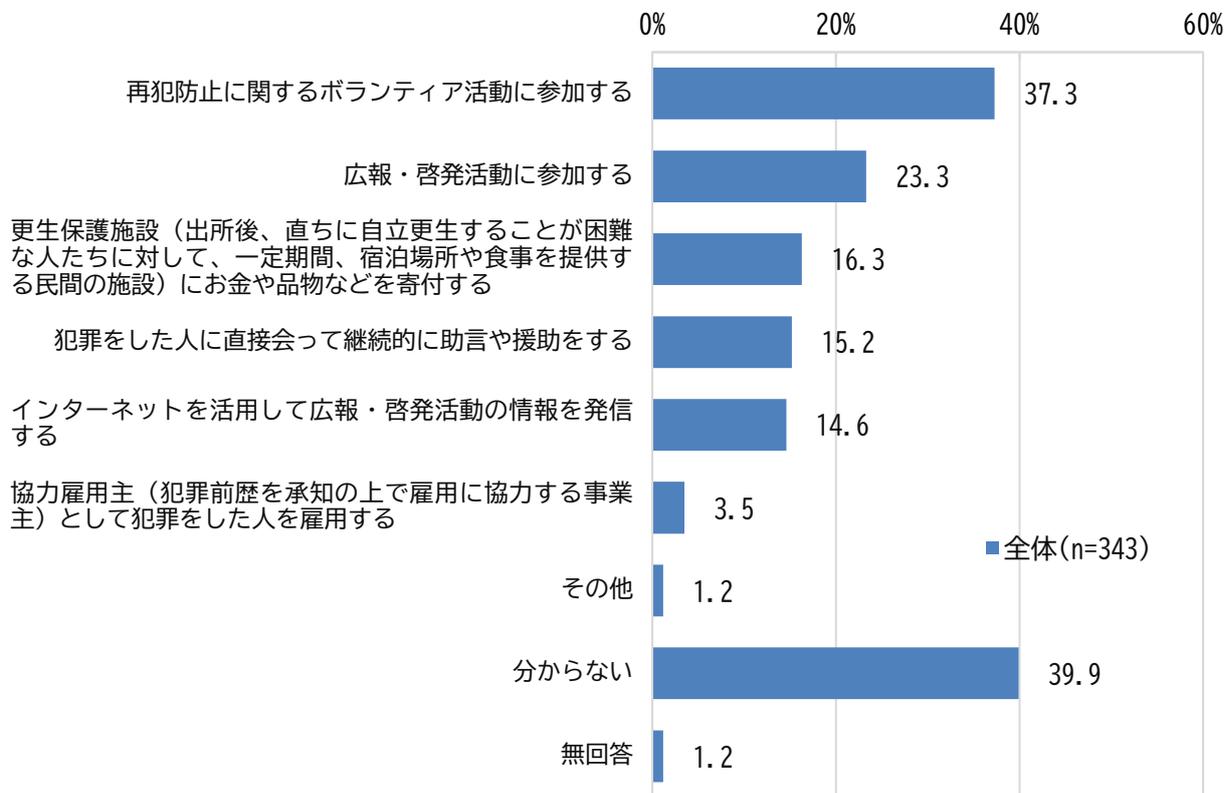
「思う」、「どちらかといえば思う」理由を伺ったところ、「高齢や障がい等、犯罪をした背景があるかもしれないから」と回答された方が 50.4%、「地域の安全のため」と回答された方が 45.2%となっています。

■出所者等の立ち直りに協力したいと思う理由（複数回答）



エ 協力の内容

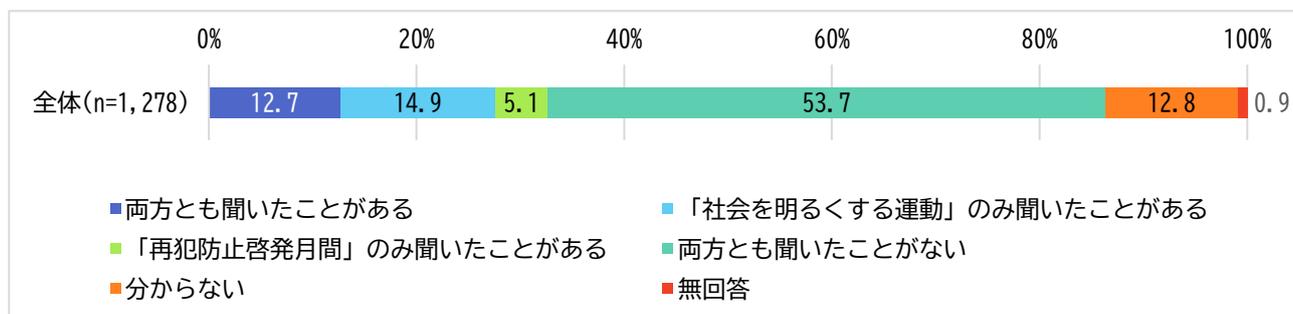
「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方に協力の内容を伺ったところ、「分からない」が39.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に協力する」と回答された方が37.3%となっており、協力したいが、何を協力したらよいのか分からない方が多くいます。



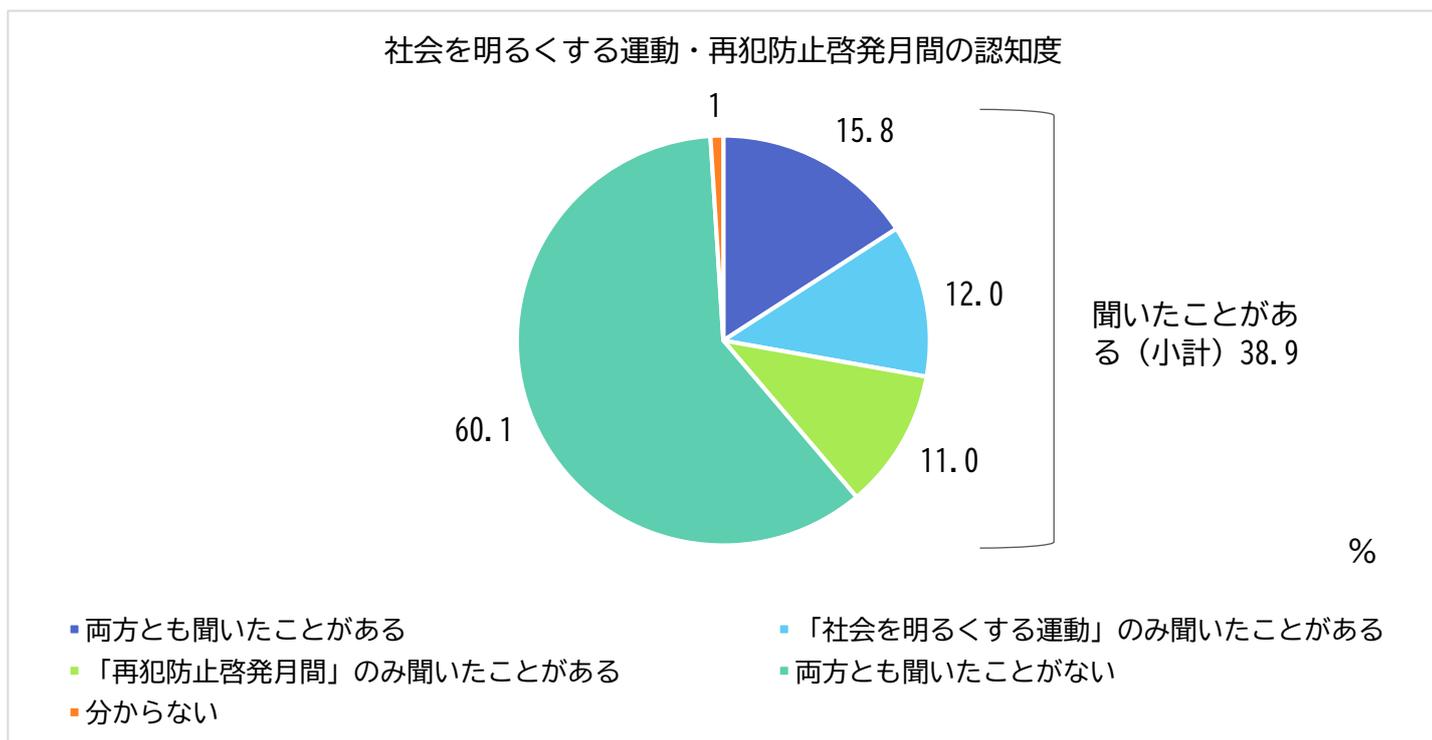
(4) 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知度

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。いずれか、又はいずれも「知っている」と回答された方にどのように知ったか伺ったところ、「パンフレットやポスターで知った」が57.4%となっており、周知に当たっては、他の媒体を活用した周知を行う等の工夫が必要です。

■ 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知度（単一回答）

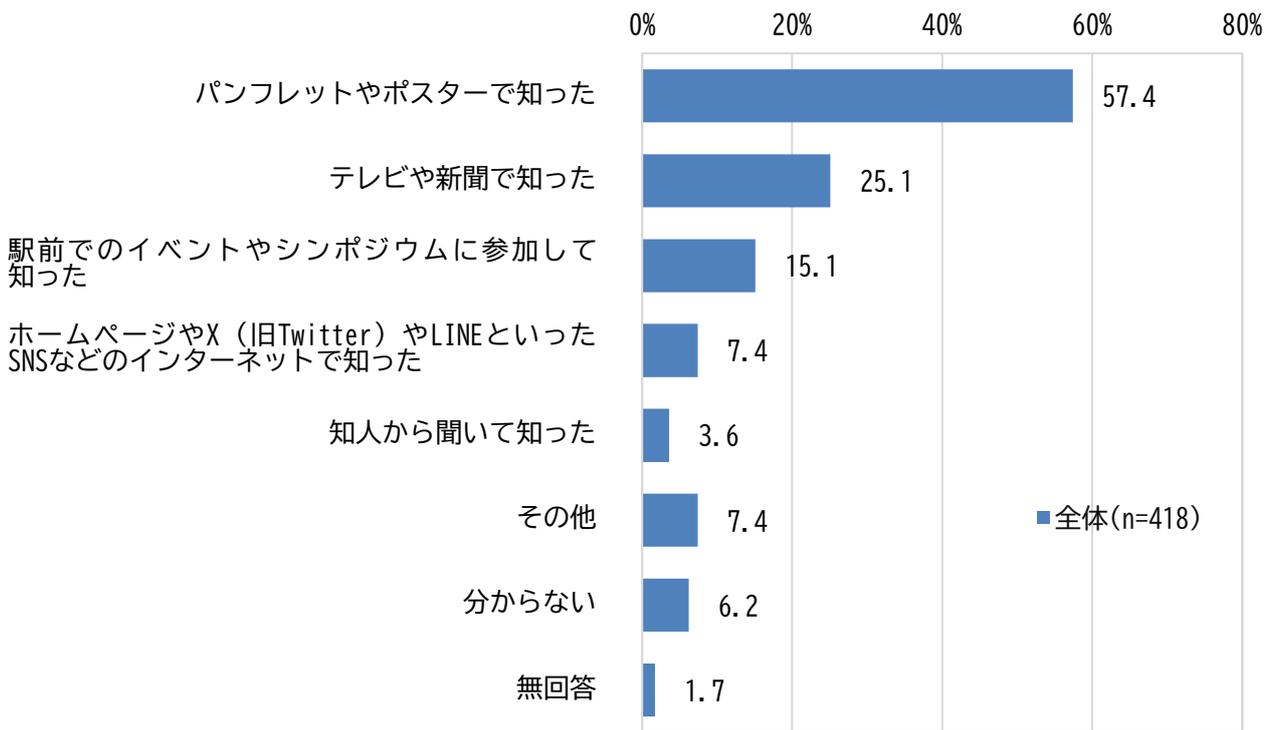


【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30（2018）年9月 内閣府）

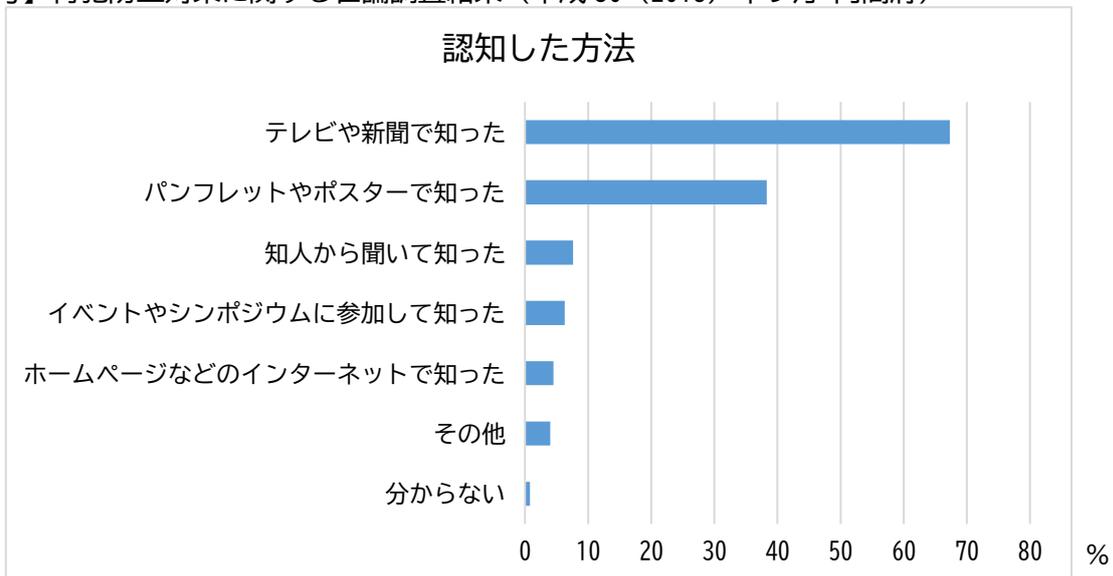


※全体（n=1,666）

■「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の認知方法（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）



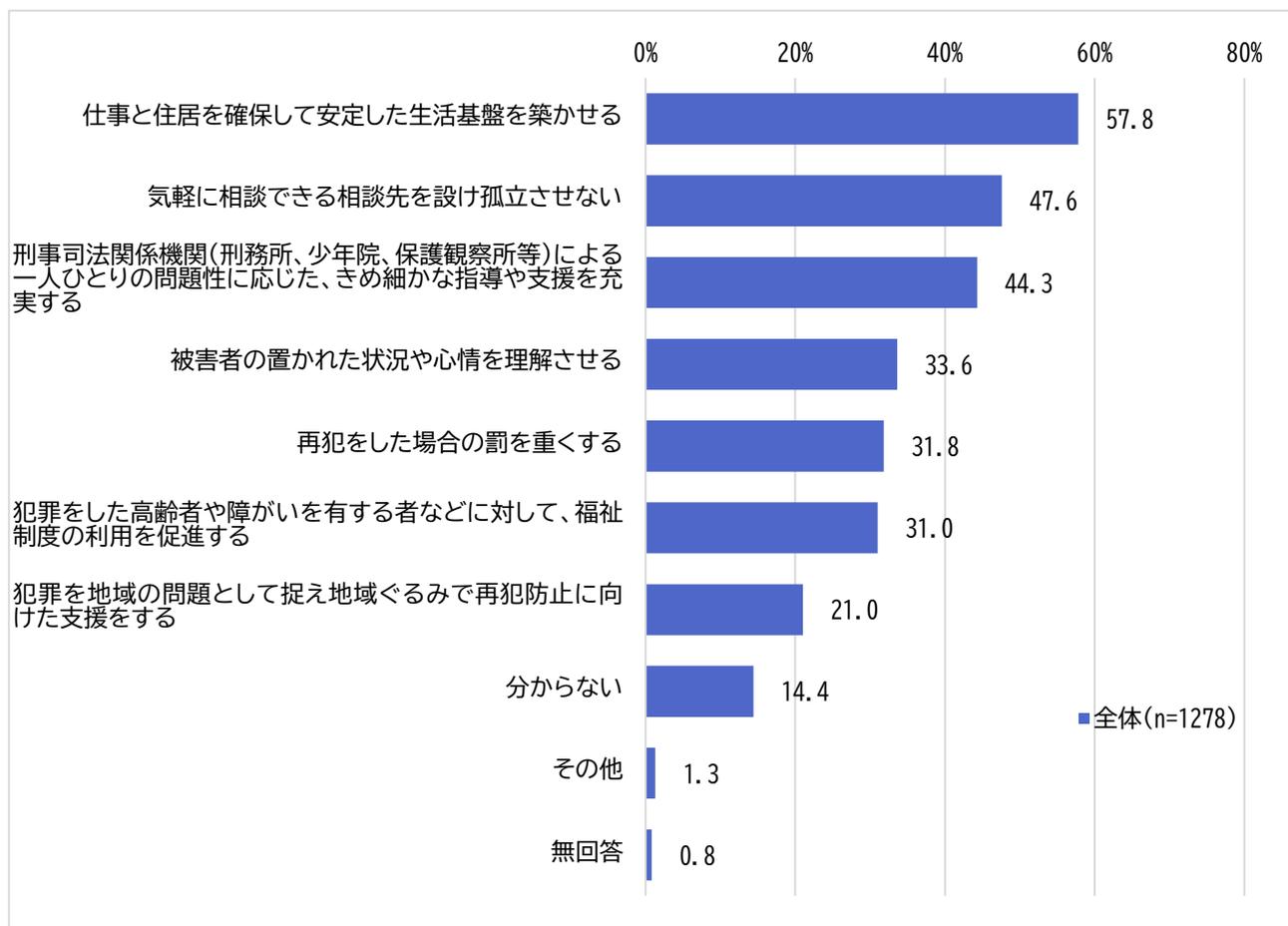
※全体 (n=648)

(5) 再犯防止をするために必要なこと

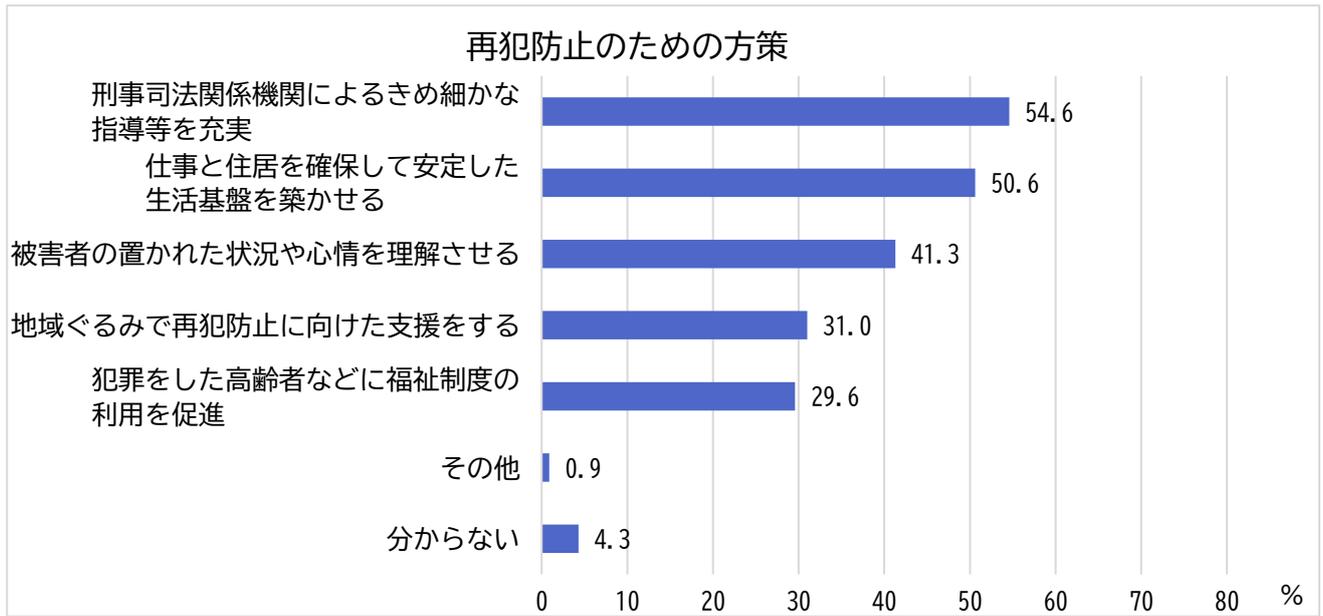
再犯防止をするために必要なこととして、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答された方が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」と回答された方が 47.6%、刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細やかな指導や支援を充実する」と回答された方が 44.3%となっています。

再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年9月 内閣府）より、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答された方の割合が高くなっています。

■再犯防止のために必要なこと（複数回答）



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30（2018）年 9 月 内閣府）

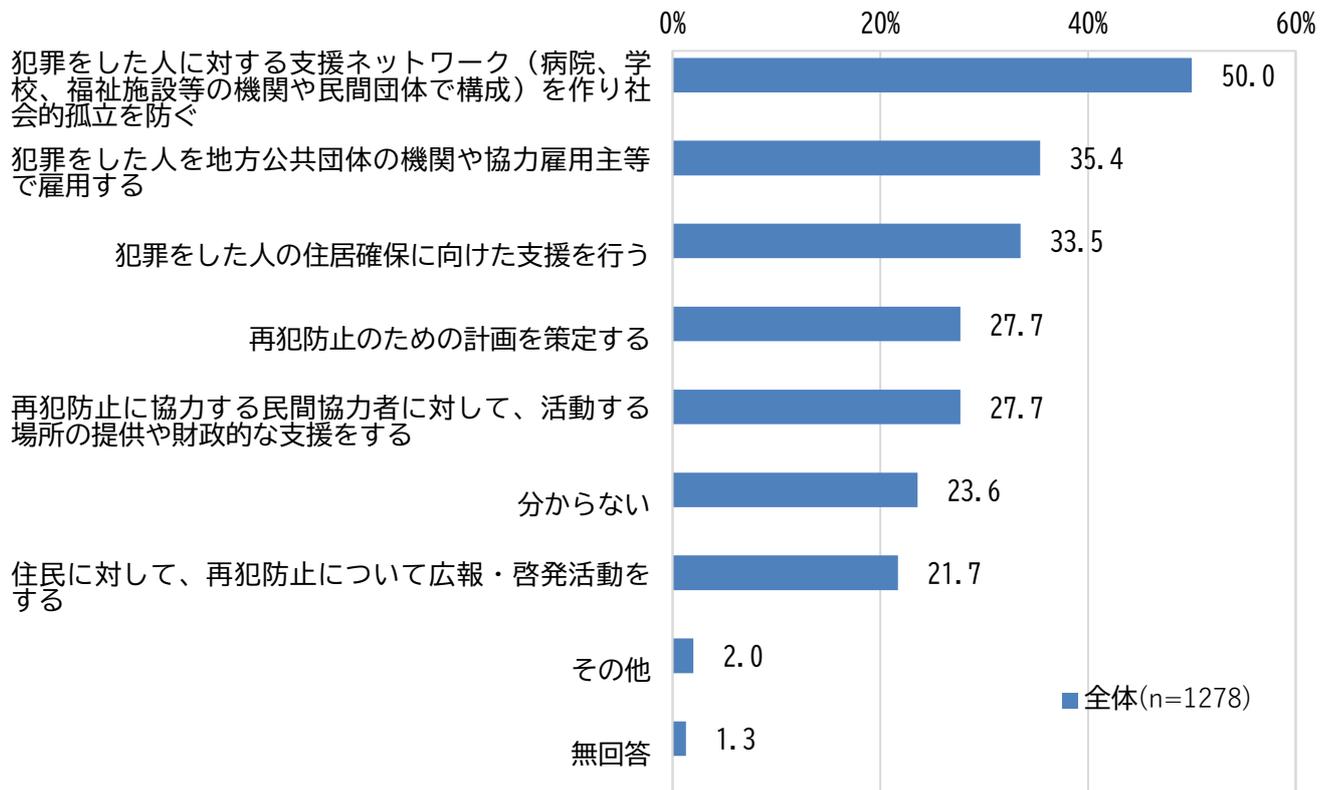


※全体 (n=1,666)

(6) 再犯防止のために市がすべきこと

再犯防止のために市がすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」を回答された方が 50.0%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」と回答された方が 35.4%、「犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う」と回答された方が 33.5%となっています。

■再犯防止のために市がすべきこと（複数回答）



4 再犯防止関連団体調査結果から見る現状

(1) 出所者等が仕事に就くために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	雇用主、社会資源	出所の際
	出所当日や2～3日で案内可能な仕事	
	ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事	
就労支援	社会福祉協議会や市内事業者等と連携して	出所から就労が定着するまで
	就労支援の窓口につながるような伴走型の	
	高齢や障がいによるハンディキャップを明確にした、無理のない	
物品・金銭等の貸付	就職活動に必要な（スーツ、携帯電話等）	出所から就労が定着するまで
	就労に必要なスキルを身に付けるために必要な（パソコン等）	
	資格（運転免許等）の取得に必要な	
窓口の設置	1箇所の窓口で全ての手続を完結できる	支援を申し出た際

(2) 出所者等が住む場所を確保するために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
啓発活動 (地域住民向け)	民間更生保護施設等の理解を促進するよう	-
住居確保支援	・住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助等、総合的な	出所の際
住居確保相談	・相談窓口での賃貸住宅への入居の	出所の際
生活支援	・生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い	出所から住居確保後まで
資金の貸付・補助	生活保護制度と連携した住居確保資金	出所の際
	賃貸住宅の家賃	出所から仕事に就くまで
財政的支援 (民間更生保護施設等)	-	-

支援内容	どのような	いつ
住宅の貸付	市営住宅等の空き住宅	出所の際
	アパート仕様の物件、施設	
	個室（集団生活に馴染めない出所者等向け）	
制度の構築	出所者等に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネット	出所の際
	対象者に応じた寄り添い型の各種支援（福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等）を提供できるような	
	不動産仲介事業者、家主が出所者等に安心して賃貸物件を貸すことのできるような	
窓口の設置	1箇所の窓口で全ての手続を完結できる	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体とのケースに応じた柔軟な居住確保について	-
	一時宿泊施設や居住支援法人	

(3) 高齢者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	独居の出所者等を地域で支える場の	-
職員研修	触法高齢者に対応できる	-
支援	社会的に孤立を解消するような	出所の際
	アウトリーチによる	
住居・居場所の確保 （住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所者等）	住居	出所の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイ等による施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所以降
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所の際
窓口の設置	1箇所の窓口で全ての手続を完結できる	支援を申し出た際

第1節 現状の整理

支援内容	どのような	いつ
多機関協働の仕組みづくり	インフォーマルな関係も含めた	-
	地域とつながりをもてるような社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢者福祉に関する部署等	

(4) 依存症等の方の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (当事者、家族)	薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関	-
	都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関	
啓発 (地域住民)	ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への	-
	依存症又は嗜癖対策	
職員研修	依存症について理解を深める	-
支援 (自助グループ)	活動費用	-
	活動場所	
住居・居場所の確保 (住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所者等)	住居	出所の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイ等による施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所以降
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所の際
サポート体制の構築	金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者等、切れ目のない	-
	依存症等の出所者等と支援機関とつなぐ	退院等で地域に戻るとき
多機関協働の仕組みづくり	支援施設や医療機関へと円滑につなぐ	-
	東京都（保健所）との地域支援ネットワーク	

(5) 障がい者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (矯正施設)	市で実施している農福連携事業	-
啓発 (地域住民)	障がいのある人への理解や出所者等の立ち直りに向けた	-
職員研修	障がいのある出所者等について理解を深める	-
支援	障がいがあると思われるものの障がいがあると診断されていない等制度の狭間にある人への	出所の際
	行政専門部署によるアウトリーチによる	
	定期的な訪問や状況確認	
	市ケースワーカーによる面会	在所中
復学・修学支援	保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在所者の復学、修学に係る支援調整への協力	出所の際
支援 (家族)	相談・家事	-
	家族会の紹介	
多機関連携の仕組みづくり	生活保護担当者以外に保健師、障がい者福祉担当等複数の分野による	出所の際
	行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた	
	保護司や支援事業体が密接で有機的な結び付きができる	
	矯正施設での支援者会議への参加等	在所中
	帰住先を所管する関係者によるケース会議	

(6) 地域生活に円滑に移行するために市に支援して欲しいこと

No.	取組	団体数 (n=16)
1	在所中の生活保護申請手続	9
2	出所後必要となる各種手続への所管部署が連携した円滑な対応	10
3	社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施	8
4	出所者等を個別に支援する事業の実施	10
5	各種支援・相談窓口の提示	7

第1節 現状の整理

No.	取組	団体数 (n=16)
6	その他	4

(7) 連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例

No.	事例
1	本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例
2	本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例
3	在院者のうち18歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例
4	矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例
5	支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例
6	飲酒している場合に、対応できないとして保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例
7	市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例

(8) 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	窃盗罪	出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が少なくなり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見通しなく使ってしまったあげく、スーパー等で万引きをするといった事案
2	覚醒剤所持罪	出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例
3	共通事項	被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位
4	窃盗罪	摂食障がい・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消（親や夫への仕返し、嫁姑問題等）
5	覚醒剤取締法違反	愛着障がい・自己肯定感の低さ・問題からの逃避

(9) 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース
1	非行	【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全（家族の精神障がい、困窮、DV等）、孤立（いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等）
2	非行	学校で個別的配慮が必要な児童生徒が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童生徒を発見できないケース
3	非行	非行、再非行に至る原因は一概にいけないが、学校への不適応や中途退学、就労を継続できないことは、非行の種類にかかわらず多く見られる特徴

(10) 支援拒否理由、傾向、課題

支援拒否理由	傾向
<ul style="list-style-type: none"> ・支援は不要だという誤認 ・市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験 ・自由を制約されたくないという願望 ・受刑したという経歴を知られたくないという希望 ・本人や保護者が障がいを受容できない。 ・申請を拒否されて不信感がある。 ・個人の資産状況を把握されたくない等 ・疎遠な親族に同意の連絡をとられたくない、状況を知らされたくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病識や障がい受容ができていない者 ・病気や障がいを認識していても、干渉されたくない者又は支援が必要だと感じていない者 ・他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張 ・プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格 ・本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。 ・手帳を取得することに抵抗がある。 ・知人、友人に頼る。 ・通院の中断 ・対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者 ・不安定な対人関係 ・少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。 ・地域の自治体に支援を求めること自体を障がい者としてのラベリングになると捉える保護者

第1節 現状の整理

(11) 再犯防止・社会復帰支援のための取組

No.	取組	団体数 (n=16)
1	市区町村による再犯防止のための独自事業の実施	7
2	地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催	7
3	各機関関係職員によるケース会議	8
4	定期・不定期の協議会	8
5	施設見学・説明会	8
6	その他	9

(12) (1)～(11)以外で再犯防止施策を推進する上で、市に要望すること

要望内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (保護者も含む。)	東京都、市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口	-
広報・情報提供 (地域住民)	刑事司法機関と連携した	-
研修等 (市職員)	保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する	-
支援	相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たちへの伴走	-
地域づくり	様々な困りごと(例:ひきこもり、生活環境に課題のある住居等)を持っている人々が孤立することのない	-
保護司会活動支援	更生保護サポートセンター(保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動をするための拠点)のサテライト設置	-

第2節 課題の整理

1 国・東京都の動向から見る課題

(1) 国の動向

ア 施策ごとの課題

施策ごとの課題		
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	
	(1)	就労の確保等
	①	依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと。
	②	実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと。
	③	職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあること。
	(2)	住居の確保等
①	依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること。	
②	出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があること。	
2	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	
	(1)	高齢者又は障がいのある者等への支援等
	①	高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。
	②	福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。
	③	支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があること。
	(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援等
	①	薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、未だ十分とは言い難い状況にあること。
	②	薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること。
	③	大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める等、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していること。

施策ごとの課題		
学校等と連携した修学支援の実施等のための取組		
3	(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
	①	依然として、少年院出院時に復学・進学を希望していること。 少年院出者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院していること。
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組		
4	(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
	①	矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと。
	②	刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないこと。
民間協力者の活動の促進等のための取組		
5	①	より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働きかけを行っていく必要があること。
	②	民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があること。
	③	保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいこと。
地域による包摂を推進するための取組		
6	①	再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とはいえない面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること。
	②	地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供する等の支援をしていく必要があること。
	③	支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携をさらに強化していく必要があること。
再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組		
7	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備
	②	施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し
	③	再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解等の取組の更なる推進

イ 施策の方向性

施策の方向性	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等をさらに充実させる必要がある。
	(2) 住居の確保等
	① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化 ② 地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実 ③ 更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
	(1) 薬物依存の問題を抱える者への支援等
	① 薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図る。
	② 刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要がある。
	③ 増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。
④ 薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。	
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等
	① 引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用等により教科指導の充実を図る。
	② 少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。
③ 非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。	
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
	(1) 特性に応じた効果的な指導の実施等
① 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となること等を受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。	

施策の方向性		
5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。
6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進する。
	②	地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制をさらに強化していくこと。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
	①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解等の取組をさらに進める必要がある。

(2) 東京都の動向

ア 具体的な取組ごとの課題

1. 就労・住居の確保等のための取組
(1) 就労の確保等
ア 就労支援の取組の一層の充実が求められている。
イ 協力雇用主の業種に偏りがある。
ウ 実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。
エ 協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。
(2) 住居の確保等
ア 更なる受入機能の強化や、高齢者・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。
イ 各更生保護施設の特徴に応じた更なる活用が求められる。
ウ 更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等
ア 支援を希望しない者等、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいる。
イ 今後その効果的な実施が望まれる。
(2) 薬物依存を有する者への支援等
ア 薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要である。
イ 薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要である。

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等
ア 非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等、社会での受入れを一層進めることが求められている。
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
ア 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要である。
イ 都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められる。
5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
ア 保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であること等、活動を促進するに当たっての課題がある。
イ 再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえない。
6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組
(1) 再犯防止のための連携体制の整備等
ア 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でない。

第2節 課題の整理

イ 具体的な取組

具体的な取組				
1	就労・住居の確保等のための取組			
	（１）	就労の確保等		
		①	ア	就職に向けた相談・支援等の充実（非行少年に対する就労支援）
	非行少年に対する就労支援			
	（ア）		東京都若者総合相談センターにおける取組	
	（イ）		警視庁少年センターを中心とした取組	
	②	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援		
		ア	東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組	
		イ	TOKYO チャレンジネットにおける取組	
	③	多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等		
		協力雇用主の活動に対する支援の充実等		
	④	ア	協力雇用主の公共調達受注機会の増大	
		イ	保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用	
	⑤	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保		
		ア	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による就労系障がい福祉サービスでの対応	
		イ	区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進	
		ウ	障害者就業・生活支援センターによる取組	
		エ	生活困窮者自立支援制度による支援	
	⑥	就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保		
	⑦	全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討		
（２）	住居の確保等			
	①	入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進		
	②	自立準備ホームの確保に向けた協力		
	③	都営住宅への優先入居制度の活用		
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組			
	（１）	高齢者又は障がいのある者等への支援等		
		①	刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化（特別調整への協力等）	
			加齢等を背景とした犯罪への対応（「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置）	
		③	保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化（法令に基づく各種福祉制度の運営）	
		④	刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携	
	（２）	薬物依存を有する者への支援等		

2	①	薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築		
		ア	連絡会議等への参加等による連携確保	
		イ	「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携	
	②	薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供		
		ア	多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進	
		イ	薬物依存症等に関する専門医療等の提供等	
		ウ	薬物依存症回復プログラム等への参加支援等	
		エ	地域支援につながる動機付けを高める機会の提供	
	オ	保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等		
	③	薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保（薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等）		
	④	薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等		
		ア	家族等からの相談対応等	
	イ	相談機関等に関する情報の周知等		
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組			
①	少年の非行の未然防止等			
	ア	学校における非行防止のための教育		
	イ	薬物乱用未然防止のための教育		
	ウ	薬物乱用防止に向けた人材育成の推進		
	エ	学校生活継続のための本人・家族等への支援		
	オ	中途退学者への就労等の支援		
	カ	地域における非行防止等のための支援		
	キ	警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援		
	②	非行等による学校教育の中断の防止等（矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討）		
	③	学校や地域社会において再び学ぶための支援		
ア		高校中退者等に対する地域社会における支援		
イ	矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討			
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組			
①	特性に応じた指導等の充実			
	ア	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止		
	イ	ストーカー加害者に対する指導等		
		(ア)	被害者への接触防止のための指導等	
	(イ)	ストーカー加害者に対するカウンセリング等		
	ウ	暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等（暴力団からの離脱に向けた働きかけ）		
エ	少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等			

4	①	エ	(ア)	関係機関と連携したきめ細かな支援等
			(イ)	少年鑑別所における観護処遇への協力
			(ウ)	非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進
			(エ)	保護者との関係を踏まえた指導等の充実
			(オ)	少年院在院者の再犯防止に向けた取組
		オ	女性の抱える問題に応じた相談対応等	
		カ	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（矯正施設内における指導への協力）	
	キ	関係機関や地域の社会資源の一層の活用		
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組				
	①	民間ボランティアの活動に関する広報の充実		
		民間ボランティアの活動に対する支援の充実		
	②	ア	少年警察ボランティアの活動に対する支援	
		イ	更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実	
	③	更生保護事業に対する支援		
④	民間協力者との連携の強化			
6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組				
	①	再犯防止のための協議会等の設置		
	②	区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保		

2 市民意識調査結果から見る課題

市民意識調査において、再犯防止施策として市は何をするべきか尋ねたところ、「犯罪をした方に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」が 50.0%、「犯罪をした方を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」が 35.4%、「犯罪をした方の住居確保に向けた支援を行う」が 33.5%、「再犯防止のための計画を策定する」と「再犯防止に協力する民間協力者に対して活動する場所の提供や財政的支援をする」がそれぞれ 27.7%、「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が 21.7%となっています。また、再犯防止のために必要なことについては、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」が 47.6%となっています。そこで、それぞれについて以下に課題を整理します。

(1) 社会的孤立の防止

出所者等は、家族と疎遠であったり、不健全な交流関係、地域社会や家主・雇用主から敬遠されていたりする等、社会的に孤立している傾向が見られます。また、社会や人への不信感や成功体験が乏しく自分自身への不信感や諦めを抱える人が多いとされています。出所者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、病

院、学校、福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

再犯防止対策の一翼を担う人材として再犯防止に協力する民間協力者の存在が重要となっています。市民意識調査において再犯防止に協力する民間協力者がいることを知っているかについては、「保護司」が55.5%、次いで、「更生保護施設」が37.6%、続いて、「いずれも知らない」が33.0%となっています。

立ち直り支援に地域のボランティアが関わることで、支援の実効性の向上と地域社会の理解の増進という複合的な効果を創出できることが期待されます。その中で民間協力者は、専門家と協働してボランティアを組織・育成し、本人の社会参加を支えるコミュニティづくりを行い、社会的孤立を防ぐ推進役として重要になっています。

(2) 住居の確保

刑務所に再度入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合は、17.6%となっており、初入者(12.4%)よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高くなっています(平成31・令和元(2019)年、矯正統計年報)。また、刑務所等からの満期出所者の44.0%が適当な住居が確保されないまま出所しており、住居不定の人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。(平成31・令和元(2019)年、矯正統計年報)

帰るべき住居のない出所者等の主要な受皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受入れています(東京保護観察所)、更なる受入機能の強化や、高齢・障がい者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る受皿機能の強化が課題となっています。出所者等の特性(行き場のない高齢者・障がい者、無職である受刑者等)に応じた居住先確保のため、生活環境の調整の充実を図るとともに、帰住先である更生保護施設等による地域生活自立を目指した処遇・支援の在り方の検討を通じ、その活動の更なる促進を図る必要があります。

更生保護施設の職員によると、施設入所者の自立先の確保で困ったことがある割合は76.7%にのぼり、その93.7%が保証人を確保できないと回答しています。(平成30(2018)年、法務省)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者居住支援法人が、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施しており、居住支援法人と連携した住居確保・見守り支援を強化することも重要となっています。

(3) 就労の確保

就労の有無は、再犯率に大きく影響しており、出所者等の社会復帰・再犯防止を実現するために重要な要素です。刑事施設から仮釈放された場合等には、社会での更生をサポートし、再犯を防止するため保護観察に付されますが、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率(7.8%)に比べて約3倍高くなっています(平成25(2013)年~29(2017)年、法務省)。しかし、出所者等は、不規則な生活、浪費、不健康な食生活等、不十分な社会生活スキルをもつ特性を持つケースも多く、就職が難しい傾向が見られます。出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、いったん就職して

も、基本的なマナーや対人関係の能力不足により早期に離職する等職場定着に困難を伴う場合が多くなっています。

出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、保護観察終了者に占める無職者率は21.3%（平成31・令和元(2019)年、法務省）に及び等、就労支援の取組の一層の充実が求められています。就労後の確実な職場定着に向け、国や都による取組の実施状況を踏まえつつ、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、多様な業種の協力雇用主の確保に努めることが必要です。

市民としては、協力雇用主（会社）のことをもっと知るとともに、協力雇用主の製品やサービスを購入する等、多様な会社が出所者等の雇用に積極的になるよう側面支援することが考えられます。

（4）再犯防止について広報・啓発活動

市民の社会課題に対する意識や理解を増進する上で、普及啓発活動は重要な役割をもっています。再犯防止推進法では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定し、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための事業の実施に努めることとされています。

市民意識調査によると、出所者等の立ち直りに協力したいかについては、「(どちらかといえば)思う」が26.9%に対して、「(どちらかといえば)思わない」が47.2%、「分からない」が25.3%となっています。協力したいと思う理由については、「高齢や障がい等、犯罪をした背景があるかもしれないから」が50.4%、「地域の安全のため」が45.2%となっています。他方、協力したいと思わない理由については、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が51.5%、「犯罪をした方と、どのように接すればよいか分からないから」が47.2%、「犯罪をした方と、関りを持ちたくないから」が42.2%となっており、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっています。

また、再犯防止に関する取組である「再犯防止啓発月間」又は「社会を明るくする運動」を聞いたことがあるかについては、「両方とも聞いたことがない」が53.7%、「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」が14.9%となっており、市民にとって再犯防止等に関する施策はあまり馴染みのない存在になっています。

更生の意欲を有する出所者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられ、「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報する等して、市民にとって再犯の防止等に関する施策を身近なものとし、広く市民の関心と理解が得られるものとしていくことが求められます。

市民としては、更生保護や更生保護ボランティアのことをもっと知るとともに、社会に暮らす様々な人たちのことを理解し、立ち直ろうとする人を受け入れ、地域社会に取り込んでいくことが重要と思われます。

3 再犯防止関連団体調査結果から見る課題

(1) 社会復帰が困難なケースについて円滑な社会復帰に向けた課題

No.	課題
1	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、(支援できない理由ではなく)何を支援できるかをともに考えていけるか。
2	出所後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在所中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力すること。
3	児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備すること。
4	関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性があること。
5	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢でかわり続けること。

(2) 罪名ごとの円滑な社会復帰に向けた課題

No.	罪名	課題
1	窃盗罪	再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れること。
2	覚醒剤所持罪	・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者等の犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇等を、「偶然の出来事」、「不運な出来事」としか捉えられず、自らの意思で再使用したことへの問題意識が深まりにくいこと。

(3) 非行・再非行の円滑な社会復帰に向けた課題

No.	罪名	課題
1	非行	・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考えられること。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化等積極的な活用が望まれること。

(4) 支援拒否等に対応する課題

課題
<ul style="list-style-type: none">・保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもあること。・医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要であること。・自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまうこと。・不信感を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じないこと。・行政側に強制力がないので放置されてしまうこと。・障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与（働きかけ）を試みる必要があること。

刊行物番号 R5-56

狛江市第1次再犯防止推進計画

令和6（2024）年3月発行

発行：狛江市
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：130円



狛江市

Komae city